

我孫子市生涯学習センター喫茶コーナー管理運営事業募集要領

我孫子市生涯学習センター喫茶コーナーの運営について、公募により事業者の選定を行います。

1. 施設の概要

(1) 名称及び所在地

名 称 我孫子市生涯学習センター喫茶コーナー

所在地 我孫子市若松26番地の4

(2) 管理面積 約96㎡ (厨房面積含む)

2. 管理の基準

我孫子市では、市民の生涯学習を支援するため、公民館・図書館の複合施設である我孫子市生涯学習センターアビスタ（以下「アビスタ」という。）を設置しています。また、市内在住の障害者の方の就労支援及び社会参加の場として、アビスタ内に喫茶コーナーを設けています。

事業者は、次に掲げる事項を十分に踏まえ、管理運営を行ってください。

- (1) 関係法令を遵守し、その趣旨を十分に理解し管理。
- (2) 公の施設に附随する施設であることを認識した運営。
- (3) 利用者の安全を確保し、快適な状況で施設等が利用できるよう万全な管理運営。

3. 申請者の資格要件等

申請時点において千葉県に登録のある我孫子市内の障害者支援事業所。

4. 募集スケジュール

内容	期日
募集要領・仕様書の配布	令和6年5月1日（水）～17日（金）
施設見学（現地確認）	令和6年5月13日（月）
質問受付締切	令和6年5月14日（火）
質問回答	令和6年5月17日（金）
申請期間	令和6年5月18日（土）～24日（金）
ヒアリング審査	令和6年5月30日（木）
事業者の決定	令和6年6月初旬
開店準備	令和6年6月中旬～下旬
協定書の締結	令和6年6月中旬～下旬
業務開始	令和6年7月1日

5. 募集要領・仕様書の配布

(1) 配布日時

令和6年5月1日（水）から5月17日（金）までの午前9時から午後5時まで。

(2) 配布場所

我孫子市若松26番地の4

我孫子市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課 公民館係

※我孫子市ホームページからもダウンロード可。[\(http://www.city.abiko.chiba.jp/\)](http://www.city.abiko.chiba.jp/)

「事業者向け情報⇒事業者の募集」のページに掲載します。

6. 申請の方法

(1) 申請期間

令和6年5月18日（土）から5月24日（金）までに必要書類を「問い合わせ先」へ郵送（特定記録、簡易書留）（※必着）または持参してください。 **※メール・FAX等による提出不可**

(2) 質疑及び回答について

この要領に関する質問及び回答は次に定めるところにより行います。なお、障害者福祉に関する質問にはお答えしかねますのでご注意ください

① 質問者の資格：「申請者の資格」を満たす団体で、申請を前提とした内容に限ります。

② 質問の方法：専用の送信フォーム（ちば電子申請サービス）から申し込みできます。

（ちば電子申請サービス）

https://apply.e-tumo.jp/city-abiko-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=29577

※市ホームページ（「くらし・手続き⇒ちば電子申請サービス」）

③ 質問期間：令和6年5月14日（火）午後5時まで（厳守）

④ 回答：令和6年5月17日（金）に、市ホームページ（「事業者向け情報⇒事業者の募集」のページ）に掲載します。

7. 申請に必要な書類

次の書類を正本1部及び副本5部提出してください。

(1) 申請書（別紙1）

(2) 提案書（別紙2）

① 障害者の就労支援と運営にあたっての基本的な考え方

② 提供メニューと価格

③ 利用料提案額（提案額は最低月一万円（税込み）とします。）

④ 企画提案・自己PR

8. 施設の見学

(1) 日 時：令和6年5月13日（月）午前10時～11時

(2) 場 所：我孫子市生涯学習センターアビスタ（我孫子市若松26番地の4）

(3) 参加人数：1団体につき2人まで

- (4) 注意事項：施設見学を希望する場合は、令和6年5月9日（木）までに「事業者名、担当者名、連絡先、施設見学希望の旨」を記載し、「14. 問合せ先」へメールにて申し込んでください。

9. 選定方法・審査

選考にあたっては、我孫子市生涯学習センター喫茶コーナー管理運営事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）において総合的に審査し選定します。

- ① 事業者の選定にあたっては、申請書類による申請資格の確認後、令和6年5月30日（木）にヒアリングによる審査を行う予定です。
- ② ヒアリングでは、申請団体は提案説明を15分以内で行い、選考委員会委員が提案内容に基づき質問します。
- ③ ヒアリングの詳細な時間、場所等については申請者に対し、提案書に記載のメールアドレスに通知します。

10. 利用料及び電気料金の支払

利用料及び電気料金の支払い方法は納付書払いとし、支払い時期は、市と事業者の協議に基づき決定し、協定書の中で定めることとします。

11. 期間

令和6年7月1日から令和11年3月31日までの4年9か月。

12. 協定の締結

(1) 協定の締結

事業者を選定された場合は、次の事項について、協定を締結するものとします。

- ① 施設の管理に関する事項
- ② 施設の管理に要する経費の負担に関する事項
- ③ 事業の取り消しおよび管理業務の停止に関する事項
- ④ その他市長が必要と認める事項

(2) その他

事業者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市は、協定を取り消し、協定の締結をしない場合があります。

- ① 事業者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にできないと認められるとき。
- ② 著しく社会的な信用を損なう等により、事業者としてふさわしくないと認められるとき。

(3) 事前の準備

事業者は、令和6年7月1日から管理運営業務が行えるよう、諸準備を進めてください。なお、準備にかかる費用は、すべて事業者の負担とします。

13. その他留意事項

- (1) 応募に要するすべての費用は、申請団体の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。また、他の目的には使用しません。
- (3) この要領に記載のない事項について疑義がある場合は、その都度協議のうえ決定することとします。

14. 問合せ先

我孫子市若松26番地の4

我孫子市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課 公民館係

電話 04-7182-0511

メール kouminkan@city.abiko.chiba.jp

市ホームページアドレス <http://www.city.abiko.chiba.jp/>